

## 国の政策立案に地方議会の意見書を積極的に活用することを求める意見書

地方自治法第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されている。この意見書は、議会及び議員が日々の政務活動や請願、陳情、要望等により住民の民意を広く反映して地域で抱える問題を解決すべく各地方議会で議論し議決を経て提出されるものである。

しかしながら、意見書は国会や関係行政庁に提出され、その件名及び提出議会名を衆議院・参議院の公報に掲載し、関係委員会に参考送付するのみで内容の審査等を一切せず、政策立案に活用されているのか極めて不透明である。また、どのように処理されているのか我々、地方議会として知るすべがないのが現状であり関係行政庁に対する意見書の提出は形骸化されていると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、今後、地方議会で提出された意見書について、その内容を積極的に調査・分析して国の政策立案に活用すべきである。また、政策立案の過程やその状況も踏まえた結果及び政府見解等を公表するとともに公表を義務付ける地方自治法の法改正を強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

羽 島 市 議 会

[送付先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣